

# 1 ヤマト市民体育館前橋

区 分			使 用 料 (円)					照明使用料 (30分当たり)	
			9時 ～12時	12時 ～15時	15時 ～18時	18時 ～21時	時間外 1時間当たり		
占 有 用	主競技場	全 面	8,430	8,430	8,430	8,430	2,810	全灯 520 半灯 260	
		半 面	4,210	4,210	4,210	4,210	1,400	全灯 260 半灯 130	
	副競技場	全 面	4,330	4,330	4,330	4,330	1,440	全灯 240 半灯 120	
		半 面	2,160	2,160	2,160	2,160	720	全灯 120 半灯 60	
	柔道場	全 面	2,290	2,290	2,290	2,290	760	全灯 60 半灯 30	
	剣道場	全 面	2,290	2,290	2,290	2,290	760	全灯 60 半灯 30	
	弓道場	全 面	1,950	1,950	1,950	1,950	650	全灯 50	
	会議室	第1会議室	240	240	240	240	80		
		第2会議室	820	820	820	820	270		
		第3会議室	820	820	820	820	270		
	トレーニング室		820	820	820	820	270		
	放送設備		一 式	490	490	490	160		
	個 人 用	主競技場	一 般	310	310	310	310		—
副競技場		一 般	310	310	310	310	—		
柔道場		一 般	310	310	310	310	—		
剣道場		中学生以下	100	100	100	100	—		
弓道場		中学生以下	100	100	100	100	—		
トレーニング室		一 般	1人1回につき310円						
トレーニング走路		中学生以下	1人1回につき100円						
各種器具		1 組	1回につき320円						
コインロッカー		1 個	1回につき20円						

## 2 防災の星野 日吉体育館

区 分		使 用 料 (円)					照明使用料 (30分当たり)	
		9時 ～12時	12時 ～15時	15時 ～18時	18時 ～21時	時間外 1時間当たり		
占 有 利 用	全 面	2,050	2,050	2,050	2,050	680	全灯	140
	半 面	1,020	1,020	1,020	1,020	340	全灯	70
個 人 利 用	一 般	100	100	100	100	—	/	
	中学生以下	50	50	50	50	—		

## 3 Gスポーツ富士見総合グラウンド

区 分			使 用 料 (円)				
			6時 ～9時	9時 ～12時	12時 ～15時	15時 ～18時	時間外 1時間当たり
陸上競技場	占 有 利 用	全 面	2,090	2,090	2,090	2,090	690
野 球 場		1 面	1,040	1,040	1,040	1,040	340
サッカー場		全 面	2,090	2,090	2,090	2,090	690

#### 4 王山運動場

区 分			使 用 料 (円)					照明使用料 (30分当たり)	
			6時 ～9時	9時 ～12時	12時 ～15時	15時 ～18時	時間外 1時間当たり		
陸上競技場	占有利用		1,650	1,650	1,650	1,650	550	全面全灯 200	
	個人利用	一般	1人1回につき310円						
		中学生以下	1人1回につき100円						
	放送設備		一式	490	490	490	490		160
	年間練習	高校生以上	1人	年額1,640円					
		高校生団体	1団体	年額1,640円					
		中学生以下	1人	年額810円					
中学生以下 団体		1団体	年額810円						
テニスコート	占有利用		1面	720	720	720	720	240	
	放送設備		一式	490	490	490	490	160	

#### 5 コーエィ前橋フットボールセンター

区 分			使 用 料 (円)						照明使用料 (30分当たり)
			6時 ～9時	9時 ～12時	12時 ～15時	15時 ～18時	18時 ～21時	時間外 1時間当たり	
占有利用	天然芝 サッカー	1面	15,270	15,270	15,270	15,270	—	5,090	1面 190
	人工芝 サッカー	1面	3,050	3,050	3,050	3,050	3,050	1,010	
	野球場		1,040	1,040	1,040	1,040	—	340	
放送設備		一式	490	490	490	490	490	160	
クラブハウス	多目的室	全面	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	460	
		半面	700	700	700	700	700	230	
	会議室		240	240	240	240	240	80	
	ロッカー室A・B		610	610	610	610	610	200	

#### 6 北部運動場

区 分			使 用 料 (円)					照明使用料 (30分当たり)
			6時 ～9時	9時 ～12時	12時 ～15時	15時 ～18時	18時 ～21時	
占有利用	全面	4,220	4,220	4,220	4,220	4,220	1,400	B面全灯 1,200
	1面	1,040	1,040	1,040	1,040	1,040	340	
放送設備		一式	490	490	490	490	160	
クラブハウス		一式	980	980	980	980	320	

## 7 清里方面運動場

区 分		使 用 料 (円)						照明使用料 (30分当たり)
		6時 ～9時	9時 ～12時	12時 ～15時	15時 ～18時	18時 ～21時	時間外 1時間当たり	
占有利用	全 面	1,570	1,570	1,570	1,570	—	520	A面全灯 1,200
	A 面	1,040	1,040	1,040	1,040	1,040	340	
	B 面	520	520	520	520	—	170	
	C 面	520	520	520	520	—	170	

## 8 登利平 桃ノ木川グラウンド

区 分		使 用 料 (円)						照明使用料 (30分当たり)
		6時 ～9時	9時 ～12時	12時 ～15時	15時 ～18時	18時 ～21時	時間外 1時間当たり	
占有利用	1 面	1,040	1,040	1,040	1,040	1,040	340	A面全灯 1,770

1 占有利用において、区分する時間を超えて利用したときは、その超過した時間（1時間に満たない場合は、1時間とする。）に応じ、時間外の使用料を徴収する。

2 スポーツ施設を現に利用する時間が、当該区分の時間に満たない場合であっても、使用料は当該区分に掲げる額とする。

3 利用者が入場料等（入場料、会費、賛助金、寄附金等その名目のいかんにかかわらずスポーツ施設に入場する者から利用者が徴収する金銭又は利用者が発行する入場券をいう。）を徴収する場合は、この表に定める使用料の2倍の額の使用料を徴収する。

4 営利又は宣伝を目的として利用する場合は、この表に定める使用料の10倍の額の使用料を徴収する。

5 王山運動場の陸上競技場の年間練習については、許可を受けた日の属する年度において、当該施設が占有利用されていない場合に個人利用できるものとする。

6 コーエィ前橋フットボールセンターの天然芝サッカー場、人工芝サッカー場及び野球場の占有利用において、高校生以下の者を対象とした競技会その他これに類する催しのために利用する場合又は高校生以下の者が利用する場合は、この表の15の項に定める使用料の2分の1の額の使用料を徴収する。

7 領収書の宛名の書き換えはできません。予約者本人の宛名となります。

## 9 敷島緑地

区 分	照明使用料 (円) (30分当たり)
ラ グ ビ ー 場	620